

商品概要説明書

定期積金「愛称:子育て応援隊」

(令和元年10月1日現在)

商品名	・ 子育て応援定期積金「愛称:子育て応援隊」
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれかの方に限ります。 <ul style="list-style-type: none"> ■18歳以下のお子様の親権者。 ■妊娠中の方またはその配偶者。
期間	・ 5年以上10年以下
払込方法 (1) 払込方法 (2) 給付契約額 (3) 払込金額 (4) 払込単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約期間内で掛金を分割払込または特定月(ボーナス月の年2回まで)の増額払込併用可 ・ 50万円以上600万円まで ・ 1回あたり1,000円以上 ・ 100円単位
払戻方法	・ 約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初契約時の店頭表示の年利回りに上乗せした利回りを満期日まで適用します。 <ul style="list-style-type: none"> ■[子供の親権者。妊娠中の方またはその配偶者]...上乗せ利回り0.20% ■[JAカード契約者(新規申込含む)の場合]は上記の上乗せ利回りにさらに0.10%を上乗せ ・ 満期日以降に一括して支払います。 ・ 計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。 ・ 20.315% (国税 15.315%, 地方税 5%) ※の分離課税となります。 ※令和19年度12月31日までの適用となります。 ・ 金利(約定利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口までお問合せください。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通貯金等からの自動振替による払込ができます。 ・ 満期日に自動解約のうえ、指定口座に入金することができます。また、 ・ 総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率)
貯金(預金)保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること。」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店・出張所または金融共済部 金融課(電話:025-527-2020)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部 金融課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)</p> <p>そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」)</p>

	<p>という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
<p>個人情報の取扱いに関する重要事項</p>	<p>・当JAは、新潟県信用農業協同組合連合会にお客様の下記の個人情報を提供し、以下の目的のために当該個人情報を利用いたします。</p> <p>(利用目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懸賞品等の進呈対象者の確認および懸賞品の発送 ・訪問、電話、宣伝物・印刷物の送付等による各種商品等のご案内 ・新商品・新サービスの開発等のための市場調査・分析 <p>・当JA、新潟県信用農業協同組合連合会は、お客様の以下の情報について、安全管理措置を講じたうえで取得・保有・利用いたします。</p> <p>氏名、住所、電話番号、口座番号等</p> <p>・新潟県信用農業協同組合連合会は本懸賞品企画業務・発送業務の一部を外部業者に委託いたします。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱期間は平成31年3月1日(金)から2020年2月28日(金)までとさせていただきます。 ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。 または契約時の約定利回り(年365日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAえちご上越